

1. 用語の定義

この「フロンティア市場グリーンビジネス事業（オンライン商談会）」参加要領（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「参加案内書」とは、別途ジェトロが発出する参加案内書を指します。
- (2) 「本事業」とは、参加案内書記載のジェトロ主催の事業を指します。
- (3) 「イベント」とは、本事業にてジェトロが実施し又は第三者が実施のうえジェトロが参加する、オンライン商談会・展示会、オンラインプレゼンテーション・ワークショップ・セミナー、オンライン広報・広告宣伝活動等のことを指します。
- (4) 「出品物」とは、イベント用の商品紹介カタログ（商品紹介用のテキスト、画像、動画、等を含みますが、これに限られません。）及びイベントに関連するウェブサイトに掲載される商品を指します。
- (5) 「出品者」とは、第2条に定める者を指します。
- (6) 「バイヤー」とは、出品物の取引目的でイベントに参加する者を指します。
- (7) 「オンライン会議ツール」とは、イベントに際し使用される、オンラインネットワーク上でのミーティング、プレゼンテーション、展示等に使用されるソフトウェア及びこれが作動するPC等のハードウェアの総称を指します。

2. 出品者

出品者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者としてします。

- (1) 我が国の貿易業者、生産業者、工業会、輸出入組合及びこれに類する貿易関係団体並びに

地方公共団体等

- (2) 日本国内で生産された商品、又は日本企業の資本、技術により生産された商品の取扱いがあること。
- (3) 参加案内書及び本参加要領を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (4) 出品物全てについて、価格交渉等の対応権限ある者がイベントに参加すること。
- (5) フロンティア地域の市場開拓に意欲的であること。
- (6) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (7) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (8) イベントの担当者を指名のうえ、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (9) インターネット経由でのバイヤーからの引き合い、問い合わせ等に対して積極的に対応すること。
- (10) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (11) 企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (12) インターネット上に出品物の写真及び説明、出品物及び／又は出品者のロゴマーク、出品者の会社概要、取引条件等を掲載することに同意すること。
- (13) 第11条第1項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (14) 過去にジェトロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
- (15) その他、イベントに参加することが不適當であると、ジェトロが判断する者でないこと。

3. 出品物

- (1) 出品物は、ジェットロがイベントごとに定める参加案内書記載の出品対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。
 - (a) バイヤー居住国（参加案内書の記載に従う。以下、同じ。）の輸入禁止品目
 - (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
 - (c) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物
 - (d) バイヤー居住国の規制を受ける物、当該国の通関手続に時間がかかり、イベントの実施に間に合わないことが予想される物
- (2) 出品物は、前項の条件を満たしたうえ、ジェットロがその裁量により適当と認め、かつ、ジェットロ以外にイベントの実施者がいる場合には、当該実施者が適当と認める商品とします。
- (3) 前項により適当と認められた場合であっても、バイヤーの確保が困難な商品の場合、出品をお断りする可能性があります。

4. ジェットロの費用負担

本事業の実施にあたり、ジェットロは次の費用を負担します。ただし、現実に支出する必要がないとジェットロが判断した項目については、この限りではありません。

- (1) イベントの実施に必要なオンライン会議ツールの使用料
- (2) ジェットロが委託又は雇用する通訳及び商談補助員の委託料又は給料
- (3) 本イベントに係る引き合い情報の収集と提供に係る費用

5. 出品者の費用負担

前条に基づきジェットロが現実に負担する費用を除き、全て出品者の費用負担となります。

6. 参加の取り決め

- (1) イベントへの参加申込みは、参加案内書及び本参加要領に定める所定の期日までに、ジェットロ所定の「お申し込みフォーム」に所要事項を記入のうえ行うものとします。
- (2) 参加申込み後は、ジェットロの書面又は電磁的方法による承諾のない限り、これを撤回することはできません。
- (3) ジェットロの計画規模を超えた場合、又は出品内容等が適当でないと認められる場合は、参加申込みを承諾しない場合があります。
- (4) 参加確定後、出品者の都合で参加の取消し、又は変更、若しくは出品物の大幅な変更の必要性が生じた場合は、出品者はジェットロの書面又は電磁的方法による承諾を得るものとします。
- (5) 第6条第2項及び同第4項の場合、ジェットロに損害が生じたとき、及び／又は本参加要領においてジェットロが負担すべき部分を超えて、ジェットロが経費負担したとき、ジェットロは、出品者又は参加申込者に対して当該損害について賠償請求し、及び／又は、当該経費を請求できるものとします。

7. 第三者との紛争等

- (1) 出品者は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、出品者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェットロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェットロに対し支払います。

- (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- (b) 出品物の欠陥により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
- (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウの侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

8. イベントの開催中止等

- (1) ジェトロは次の各号に定める場合、イベントの開催を取り止め、又は、出品者の一部の参加を取り止めさせることができることとします。
 - (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェトロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合
 - (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェトロとしてのイベントの開催が不適当、不可能又は困難となった場合
 - (d) 利用条件等「免責事項」3. に明記する事由が生じた場合
 - (e) その他、ジェトロが開催又は参加者の一部の参加を不適当と判断した場合

9. 出品承諾、取り決めの無効及び解除

- (1) 出品者がジェトロの定める出品者資格を有しないことが判明した場合、参加承諾後であってもいつでもジェトロはそれを無効とできる

ものとし、なお、この場合、出品者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についても、ジェトロに請求できないこととします。

- (2) ジェトロは、出品者が参加案内書又は本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェトロは出品者に対し賠償請求できるものとし、

10. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領に定めのない事項及び補足事項等は参加案内書に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェトロはその対策を決定することができるものとし、
- (3) 前項の場合、ジェトロは速やかに出品者にこれを通知するものとし、出品者はジェトロの決定した対策に従うものとし、

11. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェトロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢

力であること。

- (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ～ホのいずれかに該当する違法行為を行うこと。

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。

ホ 上記イ～ニに準ずる行為。

- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出品者が、前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力又は前項各号に該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの参加費の償還請求には応じられません。
- (3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り

決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。

- (4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、第1項の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出品者に対し賠償請求することができます。

12. 免責

- (1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して出品者又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。

- (2) 前項から当然に、本参加要領第3条第3項、第6条第3項、第8条、第9条、第10条第2項及び第3項の場合、これにより生ずる出品者又は参加申込者の損害及び不利益等について、ジェトロは一切その責任を負いません。

- (3) 前2項に定めるほか、出品者は、利用条件等の「免責事項」の定めを承諾するものとします。

13. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 フロンティア開拓課

〒107-6006

東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

電話：03-3582-5242（直通）